

## 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更（案）について

### 1. 個人情報の保護に関する基本方針とは

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 7 条に基づき、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、政府として定めることが規定されているもの。

※ 民間分野、公的分野両方を対象としている。

※ 具体的な章立ては以下のとおり。

- 1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 4 独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

### 2. 変更（案）の内容

近年の個人データの流通の国際化や、情報セキュリティ対策の重要性等を踏まえ、以下の内容を追加する変更を行うこととしたい。

#### ① 国際的な整合性への対応

法第 6 条に基づき、個人情報保護委員会が、国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずること

#### ② 個人データに対する不正アクセス等への対応

情報セキュリティ対策として、個人情報保護委員会と N I S C 等の各省庁・関係機関との連携を行うこと

#### ③ グローバルな視点での監督

経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴って増大する、個人情報を含むデータの国境を越えた流通及び利用に関して、個人情報保護委員会が多角的な視点で対応すること

### 3. 今後のスケジュール

6月中旬 閣議決定（予定）